

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 大竹 弘二

論文題目：正戦と内戦——カール・シュミットの国際秩序思想

本論文は、ドイツの政治思想家・法思想家として、1910年代から晩年の1980年代半ばまで多彩な業績を残したカール・シュミットの思想を、包括的に論考した労作である。

これまでわが国では、カール・シュミット政治思想に関しては、「友と敵」区別に基づく理論や、例外状況を決断する者としての主権者、民主主義と独裁の両立論など、その特異な思想が断片的に論じられることがあっても、包括的に論じられることは少なかった。また、彼の思想の背景や根源をカトリシズムに求め追究した大著はあるが（たとえば、和仁陽『教会、公法学、国家——初期カール・シュミットの公法学』東京大学出版会、1990年、古賀敬太『カール・シュミットとカトリシズム——政治的終末論の悲劇』創文社、1999年）、それらも、彼の思想全般を細部にわたって体系的に論じたものではなかった。また特に、シュミットが第二次大戦後発表した『大地のノモス』『政治神学Ⅱ』『パルチザンの理論』などにみられる思想が、第二次大戦前と戦中期におけるシュミットの政治思想とどう関連するかという問題についての本格的な研究は、ほとんどなかったと言ってよい。そうした空白を埋めるべく、本論文は、膨大な一次資料を基に、豊富な二次文献にも十分留意しながら、シュミットの政治思想を、体系的・包括的・批判的に論じきった点に大きな特徴を持っている。

まず著者は序論で、シュミットにはぼ一貫してみられた「反普遍主義思想」が、彼独自の「場所喪失論」と密接に結びついていたことを指摘する。シュミットにとって、国家主権を超えた普遍的国際法思想とは、ヴェルサイユ条約にみられるように、ドイツの主権を剥奪し、戦勝国が主導権を握るための欺瞞的装置であったし、第二次世界大戦を裁く根拠とされた「人道に対する罪」という名の普遍主義も、戦勝国が「人類」という居場所のない抽象概念によって敗戦国を裁く欺瞞にすぎなかった。しかし他方でシュミットは、ナショナリズムとは一線を画すような形で、国家を超えた「広域秩序」や「ヨーロッパ公法」を肯定的に提起している。この一見矛盾するような彼の思想を、どのように解明したらよいだろうか。著者は、こうした問いに導かれながら、初期から晩年に至るシュミットの思想を丹念に検討していく。

第一章では、1910年代から1930年代半ばまでのシュミットにおける決断主義がどのようなコンテクストで形成され、展開されたかが論じられる。著者によれば、シュミットの

後に定式化された「例外状態における主権者の決断」という有名な思想は、裁判官の司法決断が正確な法律解釈とは異なるという趣旨の、彼の若き論文に端を発している。この端緒は、法実現の主体としての国家論へと発展するが、そのプロセスの中でシュミットは、そのつどの具体的状況のうちで法を解釈・運用する実権を持った「背後の誰か」を暴くことに関心を抱くようになった。彼のヴェルサイユ＝ジュネーブ国際法体制への批判は、そうした関心の所産なのである。しかしここで著者は、こうしたシュミットの批判が、具体的な秩序思想において法は一定の道具に貶められるという帰結を招き、その帰結がもろにシュミット自身の思想に跳ね返ってくることを指摘する。シュミットにおいて、法を決断する具体的場所が一体どこにあるべきかが明示されていないことに加えて、彼自身が一時的にナチ黨員になったことにより、彼の決断主義的な法理論は、ナチズムに利用されても仕方がない論理を内包することになったのである。

続く第二章では、1923年から1938年に至るシュミットの連邦主義思想とその挫折が描かれる。第一次大戦中には、プロシヤ国家への反発さえ感じていたシュミットがナショナリストとしての心情を呼び起こされたのは、ヴェルサイユ＝ジュネーブ国際法体制によってであった。しかしまた、「決断主義的」主権論を奉じていた1920年代のシュミットといえども、既存のジュネーブ国際連盟に留まることのできない、真の「連邦(Bund)」の構築をめざしており、著者はそれを、普遍主義に抵抗するようなヨーロッパ的秩序の可能性を追求する試みであったとみなす。すなわち、この時期のシュミットは、連邦構成国が敵対関係にあってはならず、その正統性を承認し、同じ規範に従うという意味で「同質」でなければならず、その点で内政干渉を伴うと考えていた。だが、国際連盟は、構成国のそうした同質性を全く貫徹できておらず、さらにアメリカの帝国主義的な世界干渉と、民主主義的とは異質なソ連の参入によって頓挫し、それを悟ったシュミットは、真の「連邦」への関心を次第に失う。

とはいえ、シュミットは国家主義に逆戻りしたのではない。続く第三章では、1939年に始まる彼の新たな国際思想としての「広域秩序(Grossraumordnung)」構想がどのような展望の下で展開され、挫折したかが論じられる。この時期に構想されたシュミットの広域秩序は、単にヨーロッパだけではなく、全地球上の空間の分割に、すなわち不干渉原則を通じた諸々の広域間の境界決定に関わる場所の秩序を意味していた。特筆すべきは、そのような秩序が種々できることによって、普遍主義の帝国主義的干渉に抵抗する国際秩序ができると考えたシュミットは、アメリカの19世紀型モンロー主義を、域外列強の不干渉を広域秩序のために打ち立てた近代国際法史の最初の宣言として評価し、アメリカが参戦する1941年12月まで、アメリカの行動に一抹の期待を抱いたことである。しかし、アメリカが広域主義的孤立主義ではなく、普遍主義的干渉主義を採って参戦した後、シュミットは、モンロー主義が「孤立線」ではなく、新大陸の平和と自由を守るための「検疫隔離線」であったと理解を修正する。アメリカが、そういうメンタリティによって自分以外の諸地域を道徳的に差別化し、そこに干渉する「正戦」も厭わないような態度が生じると、シュ

ミットはみなすようになった。そしてさらに、ドイツに参戦したソ連をも、自らのイデオロギーを正当化する「正戦」として、世界各地での「内戦」を煽る帝国主義と考えるようになる。そして、イデオロギーの違いに関わらず、このように米ソを帝国主義的という点で同質とみなすシュミットの国際秩序観は、第二次大戦後にも引き継がれ、それへの対抗ヴィジョンを打ち出すことが彼の課題となった。

第四章では、こうした課題に対処すべく、第二次大戦後にシュミットが展開した歴史思想と神学思想が浮き彫りにされる。大学の職に就くことを禁じられながらも、大戦後のシュミットは、旺盛な執筆活動を続け、普遍主義的な進歩史観に抗して、「そのつど一回的な状況認識にもとづく一回的な応答」が歴史を作るという歴史観を、また技術的プランニングを通しての世界統一論に抗して、「大地のノモス」という固有の場所論を打ち出した。この対抗ヴィジョンを、彼は、新約聖書のパウロ書簡に出てくる「アンチ・クリストとしての普遍史的な完成に向かう歴史の加速を抑止するカテコーン」になぞらえている。このカテコーンの敵としてシュミットが標的にしたのは、第二バチカン公会議(1962-65)以降に生まれた解放の神学、神学を政治から切り離そうとする没政治的な神学思想、世界から敵対関係を排除するブルーメンベルク的な近代観、戦争の危険をはらむ技術・産業社会、政治的決断を行政術にすり替えるテクノクラートの保守主義などであった。

第五章では、1960年代のシュミットが、行政管理装置と化した国家に抵抗するものとして展開したパルチザン論が、どのようなものであったかが追究される。シュミットにとって、19世紀初めにプロシャで生まれたパルチザンは、正規軍による国家間の官房戦争から、ナポレオン軍に対する人民戦争への移行を現していた。それは土着的なものに根ざす実践的に一回限りの「現実的敵対」を遂行するものであったが、20世紀初めのレーニンの世界革命論によって、場所的性格を失い、「世界革命的なパルチザン」という「絶対的敵対」へと変質した。しかし他方、日本と国民党と戦った毛沢東のパルチザンは、農村という場所に根ざす土着的の性質を帯びており、シュミットは、ソ連と中国の対立を「普遍主義的な世界統一の理念に対抗する広域的多元主義の対立」とみなす。とはいえ、そうした土着的パルチザンは、「利害関係のある第三者」の介入によって場所を喪失し、衰退していく運命にあるというのが、シュミットの診断であった。

第六章では、シュミットが1926年の「議会主義論第二版」の前書きで記していた「権力の前室(Vorraum)」という考えが、戦後のシュミットにおいて、不可視の執行権力として前面に打ち出されることにより、かつての『政治神学』での決断主義的な政治理論が大きく揺らいだことが指摘される。この場合の「前室」とは、最終決断を下す権力者への取次ぎが行われる「控えの間」であると同時に、権力へのアクセスをめぐる熾烈な権力闘争の場を意味している。シュミットは、そうした前室が政治を大きく動かしている事態を、晩年のヒットラー政権のみならず、戦後の自由主義的議会主義にも見出した。これをもって著者は、晩年の彼の関心が、国家主権の理論から主権者の前室における「権力の社会学」へと移行したとみなす。しかしまた著者は、「例外状態における決断」という政治理論が、

1960年代と70年代の左翼反乱の時代以降に、イデオロギーの左右を問わず、新たな形で論議され始めたところにシュミットのアクチュアリティを見出している。

そして最後に、シュミットの政治思想は、一回かぎりの場における決断を喪失させる普遍主義に抗する思想を主要なモチーフとして展開されたが、その反普遍主義思想自体が、何らかの普遍主義的な要求を伴わざるを得ないという「行為遂行矛盾」を犯していること、それ故に、「一回限りの場で決断」は「普遍的な拘束」を自覚してこそ可能になるという著者独自の見解が手短かに述べられ、本論文の結語とされる。

以上の本論文は、以下のような点で高く評価されなければならない。第一に、冒頭でも述べたように、このような大部のシュミット研究は、日本では初めての試みであり、外国語に翻訳されても高い評価を受けるであろう程の労作であること。第二に、決断主義者、ナチのイデオログ、「敵味方」論者などのステレオタイプ化されたシュミット像ではなく、生きた歴史的状況に対応して思想を発展・展開させていくダイナミックなシュミット像が鮮明に描かれたこと。それと関連して第三に、戦後のシュミットがどのような思想状況におかれ、どのような論客たちと、どのような議論を展開したかが詳細に論じられたこと。第四に、普遍主義と多元主義と特殊主義という今日でも重要な国際政治思想的問題を、シュミット研究を通して喚起したこと、等々である。

とはいえ、次のような問題点も指摘できる。それは第一に、「正戦と内戦——カール・シュミットの国際秩序思想」というタイトルが、本論文で展開された包括的内容と比べ、やや部分的な印象を与えており、もっと適切なタイトルが望ましかったのではないかということ。第二に、著者なりのスタンスから、シュミットの広域秩序論と現在のEUとの関連を論じてほしかったことがあげられる。

しかし、これらは本論文の豊かな内容と成果を損なうものでは決してない。本論文は極めて高い水準に達しており、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する次第である。